

品川区特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

令和8年6月1日教育長決定 要綱第13号

(設置)

第1条 個別の教育的ニーズのある子ども一人ひとりの教育環境の充実を図り、教育におけるインクルージョンを多角的・計画的に推進することを目的とした品川区特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、品川区特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項を審議・検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する委員14人以上をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 区内関係団体の代表者
- (4) P T A の代表者
- (5) 特別支援学校長
- (6) 学校長
- (7) 教育次長
- (8) 区関係所管課長
- (9) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、教育長が委嘱した日から第2条の規定による報告があった日までとする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。
- 4 会議の公開の方法、公開の可否その他会議の公開に関し必要な事項は、委員長が定める。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総合支援センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、教育長に計画の策定に関する報告をした日にその効力を失う。